

次期健康増進計画及び鳴門市自殺対策計画策定支援業務仕様書

1 業務名

次期健康増進計画及び鳴門市自殺対策計画策定支援業務

2 業務目的

本業務は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向や目標に関する事項等を定めた「次期国民健康づくり運動プラン（令和6年度開始）」が策定されることから、これに基づいた本市の「次期健康増進計画及び鳴門市自殺対策計画」策定するために、民間事業者の健康増進事業に関する高い専門性や経験を活用し、計画策定に向けた課題分析等計画策定支援業務を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 見積限度額

3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は、契約予定価格を示すものではない。

※ 計画書の印刷製本費は含まない。

5 業務スケジュール（予定）

		R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月
基礎調査	現状と課題の整理												
計画策定業務	計画素案の作成												
	計画素案の修正												
会議等	市民ワークショップ												
	策定委員会												
パブリックコメント	パブリックコメントの実施												

※上記スケジュールは案であり、本業務の受託者の提案を妨げるものではない。

6 業務内容

(1) 現状分析及び課題の抽出

ア 各種統計データ等を活用し、本市の抱える課題を分析・整理すること。

イ 上記アの分析をもとに、現行計画の各分野及びライフステージごとの課題を抽出すること。

ウ 課題抽出に当たっては、全国及び近隣市、同規模市町村との比較を行い、本市の特徴を分析すること。

(2) 計画素案の検討

上記(1)の内容をまとめるとともに、国・徳島県及び本市の他計画との整合性を図りながら、次期計画の基本方針、重点項目、数値目標及び具体的な取組内容等をまとめ、計画素案を作成する。

(3) 計画策定委員会等の支援

ア 委員会等の議事録作成

担当課から申し出があった場合において、計画の策定のために開催する委員会等に出席し、議事録を作成すること。

また、議事録作成に当たっては、会議終了後1週間以内に要点まとめ、2週間以内に完成版を提出することとする。

なお、委員会等はオンラインも含め3回程度の開催を予定。

イ 委員会等資料の作成協力

委員会等で提出する資料について音声データ資料も含め、発注者の指示のもと、必要に応じて作成すること。

なお、資料の作成期限は原則会議開催10日前までとする。

(4) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメント用資料を作成し、市民からの意見に対する回答案を検討・作成する。

(5) 計画書等の作成

パブリックコメント及び懇談会等での意見を踏まえ、計画書等を作成し、PDF等電子データ(アクセシビリティ対応)を提出する。

なお、計画書等データの仕様については以下とする。

ア 計画書

- 計画書の原稿作成(デザイン・レイアウトを含む)
 - ・ 規格: A4版100ページ程度
 - ・ 色: 目次等4色、本文1色(ユニバーサルデザインに配慮すること)

イ 計画書概要版

- 計画書概要版の原稿作成(デザイン・レイアウトを含む)
 - ・ 規格: A4版8ページ
 - ・ 色: 4色(ユニバーサルデザインに配慮すること)

(6) その他 計画策定にかかる打ち合わせ等

7 委託料の支払い

当該年度の業務の履行を確認した後に、一括して委託料を支払うものとする。

8 その他

- ① 本業務の実施にあたっては、鳴門市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の適正管理を徹底するとともに、業務上知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、業務完了後についても同様とする。

- ② 本業務で作成された成果品等に関する著作権等については、全て本市に帰属するものとする。
- ③ 受託者は担当課から申し出があった場合、真摯に担当課と協議等を行うこと。
- ④ 本業務に係る資料等の作成費用、成果品の作成費用、会議等出席に係る交通費その他本業務の実施に必要な経費は、すべて委託料及び印刷費に含まれる。
- ⑤ 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、その都度、協議するものとする。